

商品情報連携標準に関する検討会について

1. 趣旨・目的

- 流通業（卸・小売）は、目下、人口減少・少子高齢化に伴う自然的な人手不足に加え、賃上げ・働き方改革などの労働環境の変化を踏まえた社会的な人手不足にも直面しているところである。
- こうした中で、消費財サプライチェーンに携わるメーカー・卸・小売の事業者は、現状、取り扱う商品の情報について、登録・管理に当たり各社専用フォームに個別入力する等、「手作業によるバケツリレー」に依存している。加えて、商品を特定するJANコード（GTIN）も、新商品や期間限定の商品規格等が非常に活発である等の商慣習を背景にルールが徹底されていない等、個別最適による非効率・不正確な商品情報授受の在り方が業界全体の課題となっている。
- これらの課題等を踏まえ、業界全体の生産性向上につなげるため、政府・メーカー・卸・小売・商品情報データベース（業界データベース）提供事業者等の関係者からなる「商品情報連携標準に関する検討会」を設置する。
- 本検討会では、生活に密接な消費財に係るサプライチェーンにおいて、商品マスタ関連の業務に係る実態、特に人手不足や経営環境への影響を改めて可能な限り可視化し、我が国流通業の目指すべき次世代の商品情報授受の在り方や、そのために必要となるルールやロードマップを示すことを目的とする。

2. 議事の取扱い

- 本検討会は原則として議事を公開する。また、議事概要を作成し、資料とともに公表する。
- ただし、事務局が必要であると認める場合には、議事、議事概要及び資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- 本検討会の出席者は、別紙の通りとする。ただし、事務局が必要であると認めるときは、出席者を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 事務について

- 本検討会の事務は、関係部局等の協力を得て、経済産業省消費・流通政策課において行う。